

仙台市社会的養育推進計画の中間見直しについて

1 見直しの趣旨

本市では、何らかの事情により実の親が育てられない子どもをできるだけ家庭と同様の環境で育てる「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現することを目的として、令和2年3月に「仙台市社会的養育推進計画」（計画期間：令和2年度～令和11年度）を策定し、子育て世帯への総合的な支援や里親委託推進などに取り組んでいる。当該計画については、計画の期間を前期と後期に分け、前期の最終年度に中間見直しを行うこととしており、令和6年度末が見直しの時期となっている。

見直しにあたっては、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に従い、掲載項目ごとに指標を設け、整備目標等を定めるものとする。

2 見直しに向けた取り組み

児童養護施設等からのヒアリングや入所児童へのアンケート実施のほか、仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置・里親審査部会における審議を中心としつつ、中間案についてパブリックコメントを実施するなど、広く市民の方から意見をいただきながら進めていく。

3 掲載項目（抜粋）

- ・本市における社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像
- ・当事者であるこどもの権利擁護の取組
- ・支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- ・各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- ・里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ・児童相談所の強化等に向けた取組

4 見直しスケジュール（案）

令和6年	5月～	児童養護施設等からのヒアリング・入所児童アンケート実施
	9月	素案審議
	11月	中間案審議、パブリックコメント実施
令和7年	3月	最終案審議、見直し後の計画策定